

震災復興計画の進捗状況

市震災復興計画の進捗状況(平成26年1月末現在)をお知らせします。

【問い合わせ】企画部企画政策課 ☎0220(22)2147

復興計画登載事業の進捗状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
完了事業数(年度ごと)	65	43	22
延べ完了事業数	65	108	130
継続(未完了)事業数	118	75	53
全体事業数	183	183	183
完了事業割合	35.5%	59.0%	71.0%

区分	全体事業数 183事業内訳	H26.1.31延べ 完了130事業内訳	完了割合
1. ソフト事業	65	37	56.9%
うち災害復旧等対応分	51	36	70.6%
2. ハード事業(その他)	118	93	78.8%
うち災害復旧等対応分	100	87	87.0%
計	183	130	71.0%
うち災害復旧等対応分	151	123	81.5%

※市震災復興計画実施事業の詳細な進捗状況は、市ホームページに掲載しています

復旧に向けた主な取り組み状況

—平成26年1月末現在—

○道路橋りょう災害復旧事業(本復旧分)		完了/全体
復旧した路線/復旧を要する路線	88.1%	245/278
○下水道施設災害復旧事業(本復旧分)		完了/全体
復旧した施設/復旧を要する施設	84.6%	33/39
○水道施設災害復旧事業(本復旧分)		完了/全体
復旧した施設/復旧を要する施設	97.6%	40/41
○水道施設災害復旧事業(漏水箇所の舗装復旧分)		完了/全体
復旧した箇所/復旧を要する箇所	100%	219/219
○小学校施設災害復旧事業		完了/全体
復旧した施設/復旧を要する施設	100%	22/22
○中学校施設災害復旧事業(未復旧:石越中学校)		完了/全体
復旧した施設/復旧を要する施設	90.0%	9/10
○公民館施設災害復旧事業(未復旧:森公民館)		完了/全体
復旧した施設/復旧を要する施設	90.9%	10/11
○社会体育施設災害復旧事業(未復旧:石越・東和総合運動公園)		完了/全体
復旧した施設/復旧を要する施設	86.7%	13/15

移転・新築の上沼診療所

中田町上沼の弥勒寺中下地内から新寺山下地内に移転・新築を進めていた上沼診療所が完成し、4月1日(火)から移転先で診療を開始します。新しい診療所は、診療所への出入りの危険性や玄関の段差を解消、診察室を2カ所設けるなど感染症対策も施しています。なお、移転開業準備のため、3月31日(月)は休診となります。

上沼診療所は昭和26年、県厚生農業協同組合連合会が上沼診療所(出張所)として開設。以来、地域のかかりつけ医として、子どもから高齢者まで幅広く医療を提供してきました。寝たきりで通院困難な人には訪問診療による在宅医療サービスを、たばこをやめたい人には禁煙外来も実施しています。

■新・上沼診療所

【住所】〒987-0602 登米市中田町上沼字新寺山下59番地1 ☎0220(34)2120

4月1日から診療開始

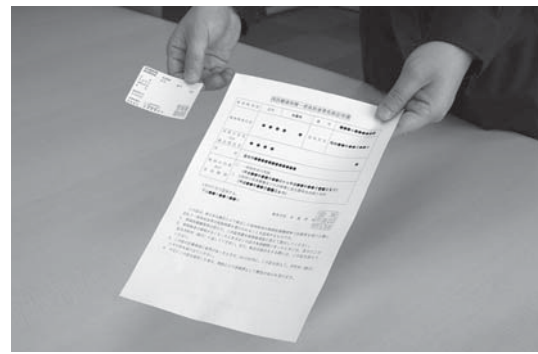


※3月中の問い合わせについては上沼診療所事務局(米谷病院内) ☎0220(42)2007まで

震災で被災し国民健康保険・介護保険を利用されている方へ 医療費の窓口負担と介護保険利用者負担額が免除される場合があります

東日本大震災で被災した国民健康保険の被保険者で一定の要件に該当する場合、医療機関窓口での一部負担金(自己負担金)の支払いが免除されます。同様に、介護保険の利用者も介護サービス利用者負担額の支払いが免除されます。

免除されるのは、次の要件の該当者です。
【対象者】住民税非課税世帯で、東日本大震災により①住



家が全壊または大規模半壊②主たる生計維持者が死亡、または行方不明により災害弔慰金の支給を受けている③住家が半壊で、その住家をやむを得ず解体したことにより被災者生活再建支援制度で全壊と扱われている

【免除期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日

【所得判定】▼平成26年4月1日～7月31日＝平成25年度(平成24年中所得)の課税状況で判定します。

▼8月1日以降＝平成26年度(平成25年中所得)の課税状況で判定します。

医療費の窓口負担の免除

【対象診療項目】入院、入院外、歯科、調剤、訪問看護療養費
【注意事項】受診する際は「被保険者証」と「一部負担金免除証明書」を医療機関窓口で提示してください。

【申請が不要な人】平成25年

3月31日までに市から「一部負担金免除証明書」を交付され、今回の要件に該当する場合は新しい免除証明書を交付しますので、申請手続きは不要です。

【申請手続きが必要な人】平成25年4月以降に本市の国民健康保険に加入し、今回の要件に該当する場合は申請手続きが必要で、申請には、り

災証明書、被保険者証、認め印を持参し、本市に転入した人は、前住所の市町村が発行する住民税非課税世帯であることを証明する書類が必要になります。

【申請場所】各総合支所市民課窓口

【問い合わせ】市民生活部国民年金課(保険給付係) ☎0220(58)2166

介護保険利用者負担額の免除

【対象項目】介護保険利用者負担額

【注意事項】介護保険を利用する際は「被保険者証」と「利用者負担額減額免除認定証」をサービス事業者などに提示してください。

【申請が不要な人】平成25年3月31日以前に市から「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を交付され、今回の要件に該当する場合は新しい免除認定証を送付し、申請は不要です。

【申請手続きが必要な人】平成25年4月以降に本市の介護保険を利用している人は申請手続きが必要で、申請には、り

災証明書、被保険者証・認め印を持参いただくほか、本市に転入した人は、前住所の市町村が発行する住民税非課税世帯であることを証明する書類が必要になります。

【申請場所】各総合支所市民課窓口

【問い合わせ】福祉事務局長 寿介護課(介護給付係) ☎0220(58)5551



医療費助成受給者は免除が優先

東日本大震災で被災した医療費助成受給者で、平成26年4月1日から医療機関での窓口一部負担金免除の対象となった場合は、免除が優先されます。市から交付される一部負担金免除証明書を、医療機関に提示して受診するようお願いいたします。

免除期間中に受診した医療費は、医療費助成申請書を出してもお支払いできませんのでご注意ください。

【問い合わせ】市民生活部国民年金課(年金医療係) ☎0220(58)2166